

資料 1

食品表示部会
栄養表示に関する調査会
報告書（案）

平成 26 年 6 月 12 日
消費者委員会 食品表示部会
栄養表示に関する調査会

はじめに

食品表示部会において、同部会設置・運営規程第四条に基づき、部会の下に「栄養表示に関する調査会」、「生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会」、「加工食品の表示に関する調査会」の3つの調査会を設置し、専門的事項の調査審議を行った。

栄養表示に関する調査会（以下「調査会」という。）では、栄養表示に関する対象成分、対象食品、対象事業者、表示方法等の論点について検討を行って進めてきた。

本報告書は、5回にわたる調査会における審議結果をまとめたものである。

－ 目 次 －

1. 栄養表示の対象成分について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1－1 食品表示基準に規定する「栄養成分」について・・・・・・・・	1
1－2 義務化の対象成分について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1－3 ナトリウムの表示方法について・・・・・・・・・・・・	2
2. 栄養表示の対象食品及び対象事業者について・・・・・・・・	3
2－1 栄養表示の対象食品について・・・・・・・・・・・・	3
2－2 栄養表示義務の免除対象食品について・・・・・・・・	3
2－3 栄養表示の対象事業者について・・・・・・・・・・・・	4
3. 各栄養成分の分析法及び「許容差の範囲」について・・・・・・・・	5
3－1 栄養成分等の分析方法及び表示単位等について・・・・・・・・	5
3－2 「許容差の範囲」について・・・・・・・・・・・・	6
4. 栄養強調表示等について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4－1 栄養強調表示（補給ができる旨／適切な摂取ができる旨の表示） について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4－2 相対表示（強化された旨／低減された旨の表示）について・・	6
4－3 無添加強調表示について・・・・・・・・・・・・	7
4－4 含有量を「0（ゼロ）」とすることができる規定について・・	8
4－5 新たに強調表示とみなす事項の検討について・・・・・・・・	9
5. 表示の方法について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5－1 食品単位について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5－2 栄養素等表示基準値の表示について・・・・・・・・	10
5－3 表示レイアウトについて・・・・・・・・・・・・	11
5－4 表示場所・表示媒体について・・・・・・・・・・・・	13
6. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	14

【別紙1】第3回栄養表示に関する調査会 資料2－2より抜粋

【別紙2】第3回栄養表示に関する調査会 資料2－1より抜粋

【別紙3】第4回栄養表示に関する調査会 資料1より抜粋

【参考資料1】食品表示部会設置・運営規程

【参考資料2】食品表示部会における調査会の設置について

【参考資料3】栄養表示に関する調査会 審議経過

【参考資料4】栄養表示に関する調査会 委員名簿

1. 栄養表示の対象成分について

1-1 食品表示基準に規定する「栄養成分」について

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 31 条に基づく栄養表示基準（平成 15 年 4 月 24 日厚生労働省告示第 176 号）（以下「栄養表示基準」という）第 1 条の 2 に規定する「栄養成分」は、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムを含む 12 種類のミネラル及び 13 種類のビタミンである¹。これらについて表示をしようとする場合には、一定のルールが定められている。

食品表示基準案（以下「新基準案」という。）に規定する「栄養成分」は、栄養表示基準と同じとする方向性がとりまとめられた。

ミネラルであるモリブデンについては、食事摂取基準において基準値が策定されているものの、栄養表示基準における「栄養成分」として規定されていない。しかし、消費者庁調査事業において、モリブデンの標準化された分析方法が確立されたことから、新基準案に規定する「栄養成分」に追加することとする方向性がとりまとめられた。

1-2 義務化の対象成分について

栄養成分表示検討会報告書（平成 23 年 8 月 23 日・消費者庁）において、表示すべき栄養成分の優先度は、エネルギー、ナトリウム、脂質、炭水化物、たんぱく質の順とされており、これらは「健康・栄養に関する基本的な知識として、全ての国民が知っておくべきであると考えられるもの」として位置付けられている。

また、食品表示一元化検討会報告書（平成 24 年 8 月 9 日・消費者庁）においては、対象成分について「栄養表示の義務化に向けての環境整備の状況を踏まえつつ、実際の義務化施行までに対象成分を決めることが適当である。なお、コーデックス委員会の栄養表示ガイドラインにおいて、栄養表示を行う際に必ず表示すべき栄養成分として定められているものには、現行の一般表示事項（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）のほかにも飽和脂肪酸や糖類がある。対象成分の検討に当たっては、これらを含め、各国の義務表示の実態を踏まえつつ、幅広く検討する必要がある。」とされている。

新基準案における栄養成分の表示の在り方については、①消費者における表示の必要性（国民の摂取状況、生活習慣病との関連、等）、②事業者における表示の実行可能性、③国際整合性の 3 点を勘案して決定するとして、具体的には、①から③の全ての観点を満たす場合は義務、それ以外は任意の表示項目とし、

¹ 栄養表示基準に規定する「栄養成分」に包含される成分を含む。脂質に包含される飽和脂肪酸等が該当する。

任意のうち、①の観点を満たす場合は推奨²とすることが示された。

この考え方に基づいた新基準案が表1-1のとおり示され、その方向性でとりまとめられたが、推奨というカテゴリーは、国際的にも例がなく、事業者にとっては、実質的に義務と同じであるため、推奨はやめるべきとの意見や推奨とした2項目（飽和脂肪酸・食物繊維）がその他の項目より消費者の必要性が高い課題であるとは読み取れないとする意見が出た。

また、附帯事項として、栄養表示義務化に向けた環境整備の施策も進めることとされた。さらに、環境整備が進むことで、「推奨」から「義務」へ、「その他」から「推奨」その後「義務」へという流れを今後検討すべきとの意見もあった。

表1-1 新基準案における各栄養成分の表示の在り方

義務		熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム
任意	推奨	飽和脂肪酸、食物繊維
	その他	糖類、糖質、トランス脂肪酸 ³ 、コレステロール、ビタミン類、ミネラル類（ナトリウムを除く）

1-3 ナトリウムの表示方法について

栄養成分表示検討会報告書において、『「ナトリウム」と表示することは科学的に正確であるが、消費者にとってみると、ナトリウム含有量のみの表示から食塩相当量を理解することは難しいという指摘もある。我が国では、食塩相当量を用いた栄養指導が一般的に行われており、消費者にはナトリウムよりも食塩相当量の方がなじみが深い。消費者の理解しやすさという観点からは、ナトリウムの表示方法をさらに検討すべきである。』とされている。

新基準案では、ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」に代えることとする方向性がとりまとめられた。

なお、任意でナトリウムを併記することは問題ないことが示された。

ただし、食塩を添加していない食品に対して消費者が食塩を添加していると誤認し混乱する可能性があるため、適当ではないという意見や、食塩相当量がナトリウムのいずれかを選択できるようにすべきとの意見もあった。

² 全事業者における表示の実行可能性は低いものの、表示の必要性が高いものとして積極的に表示すべきと考えられるもの。任意ではあるが、その他の任意表示成分よりも優先度が高いものとして規定する。

³ 「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」に基づき表示する。

1-2 義務化の対象成分について

（修正）方向性でとりまとめられたが、調査会での結論は得られなかった。推奨というカテゴリーは…

1-3 ナトリウムの表示方法について

（修正）方向性がとりまとめられたが、調査会での結論は得られなかった。

2. 栄養表示の対象食品及び対象事業者について

2-1 栄養表示の対象食品について

栄養表示は、それがなければ消費者の目に触れることのない「食品に含まれる栄養成分」に関する情報を明らかにし、消費者が適切な食生活を実践するために商品選択をする際に必要な情報であることから、原則として予め包装された全ての加工食品と添加物について、栄養成分の量及び熱量の表示を義務とする表2-1の方向性がとりまとめられた。

なお、「設備を設けてその場で飲食させる食品」については適用対象としないとの方向性を示したところ、任意で表示する場合であっても、一定のルールに従う必要があり、「適用対象としない」のではなく、「義務としない」とすべきとの意見があった。

表2-1 栄養表示の対象食品

		加工食品 (予め包装された食品)	生鮮食品	添加物
新基準案	義務	○ ⁴	×	○ ⁴
	任意	○	○	○
現行基準	任意	○	△ (鶏卵)	×

○対象、△一部対象、×対象外

注) 特別用途食品及び設備を設けてその場で飲食させる食品を除く。

2-2 栄養表示義務の免除対象食品について

栄養表示を義務とする対象食品については、前述のとおり示されたが、①消費者における表示の必要性、②事業者における表示の実行可能性、③国際整合性の3点を勘案し、表示義務を免除する食品を以下のとおり規定する方向性がとりまとめられた。

栄養表示義務の免除対象食品

- ・栄養上、意味のない食品
- ・加工食品の原材料として使用される食品（業務用加工食品）
- ・酒類
- ・小包装食品

⁴ 表示義務を免除する食品を含む。